⑶　濃縮還元 果実ジュース、果実ミックスジュース及び果粒入り果実ジュースのうち、還元果汁を使用したものにあっては、商品名を表す文字と同一視野にＪＩＳＺ8305に規定する14ポイントの活字以上の大きさの文字により「濃縮還元」と表示する。	⑶　濃縮還元 果実ジュース、果実ミックスジュース及び果粒入り果実ジュースのうち、還元果汁を使用したものにあっては、前項第１号の規定に基づき品名に括弧を付して「濃縮還元」と表示するほか、商品名を表す文字と同一視野にＪＩＳＺ8305に規定する14ポイントの活字以上の大きさの文字により「濃縮還元」と表示する。	
⑷　冷凍果実飲料 果実飲料のうち、果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを凍結させたものであって、原料用果汁以外のものにあっては、商品名を表す文字と同一視野に「冷凍果実飲料」と明瞭に表示する。	⑷　冷凍果実飲料 果実飲料のうち、冷凍したものであって、原料用果汁以外のものにあっては、商品名を表す文字と同一視野に「冷凍果実飲料」と明りょうに表示する。	
⑸　（略）	⑸　（略）	
３　印刷瓶入りの果実飲料等であって、前各項の表示事項を蓋（その面積が30㎠以下のものに限る。）に表示するもの（以下「印刷瓶入り果実飲料等」という。）については、施行規則に定めるところにより表示することができる。	３　印刷瓶入りの果実飲料等であって、前各項の記載事項を王冠又は紙栓以外に表示することが困難であると認められるもの（以下「印刷瓶入り果実飲料等」という。）については、施行規則に定めるところにより表示することができる。	
４　前３項に定めるもののほか、表示基準により果実飲料等に表示が必要な事項については、同基準の規定に従い表示する。		
（特定事項の表示基準） **第４条**　（略） ２　果粒入り果実ジュース及び果粒入りの果汁入り飲料に配合された果粒の割合を表示する場合は、商品名を表す文字と同一視野にＪＩＳＺ8305に規定する14ポイントの活字以上の大きさの文字により、「△△果粒○○％入り」等と表示する。「△△」には使用した果実の最も一般的な名称を表示し、「○○」には原材料及び添加物に占める果粒の重量の割合を表示する。	（特定事項の表示基準） **第４条**　（略） ２　果粒入り果実ジュース及び果粒入りの果汁入り飲料に配合された果粒の割合を表示する場合は、商品名を表す文字と同一視野にＪＩＳＺ8305に規定する14ポイントの活字以上の大きさの文字により、「△△果粒○○％入り」等と表示する。「△△」には使用した果実の最も一般的な名称を記載し、「○○」には当該商品に占める果粒の重量の割合を記載する。	
３　果実・野菜ミックスジュースに果実の搾汁又は還元果汁の配合割合を表示する場合は、商品名を表す文字と同一視野にＪＩＳＺ8305に規定する14ポイントの活字以上の大きさの文字により、「果汁・野菜汁100％（果汁分○○％）」等と表示する。この場合、「○○」には原材料及び添加物に占める果実の搾汁又は還元果汁の重量の割合を表示する。	３　果実・野菜ミックスジュースに果実の搾汁又は還元果汁の配合割合を表示する場合は、商品名を表す文字と同一視野にＪＩＳＺ8305に規定する14ポイントの活字以上の大きさの文字により、「果汁・野菜汁100％（果汁分○○％）」等と表示する。この場合、「○○」には当該商品に占める果実の搾汁又は還元果汁の重量の割合を記載する。	
４　特定の栄養成分について、含有量が多いこと又は少ないこと、他の食品と比べて含有量が多いこと又は少ないこと等と栄養成分の含有量について強調して表示する場合は、表示基準第７条の規定に基づき表示することとする。	４　特定の栄養成分について、含有量が多いこと又は少ないこと、他の食品と比べて含有量が多いこと又は少ないこと等と栄養成分の含有量について強調して表示する場合は、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく栄養表示基準（平成15年４月24日厚生労働省告示第176号）により表示することとする。	
５　有機又はオーガニックの表示をする場合は、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく有機加工食品の日本農林規格（平成12年１月20日農林水産省告示第60号）及び表示基準に定めるところにより表示することとする。	５　有機又はオーガニックの表示をする場合は、農林物資の規格化及び品質表示基準の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく有機加工食品の日本農林規格（平成12年１月20日農林水産省告示第60号）及び加工食品の品質表示基準（平成12年３月31日農林水産省告示第513号）に定めるところにより表示することとする。	
（施行規則） **第12条**　（略） ２　前項の規則を設定し、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。	（施行規則） **第12条**　（略） ２　前項の規則を設定し、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。	

附　則

一　この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

二　この規約の変更の施行日（以下「施行日」という。）前に事業者がした表示については、なお従前の例による。

三　施行日から平成三十一年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入される果実飲料等に係る表示については、この規約の変更にかかわらず、なお従前の例によることができる。